



通常勤務に影響 集中力万全でないのに手術も

●関東の大学病院 外科医

40代の男性外科医が勤める関東地方の大学病院は、今年、労働基準監督署から「宿日直許可」を得た。

許可があれば、夜間や土日、入院患者の急変や外来患者に対応するため医師が待機する「宿日直」について、特別に雇った短時間の業務に雇われる。

だが、男性医師は、「実態は宿直中に緊急手術や緊急内視鏡など（許可対象ではない）処置を要する必要がある」「軽労働する必要がある」「雇った短時間の業務」に雇われる。

「宿日直」とは、夜間や土日、病院に待機し、入院患者を見回り、救急患者にも対応。労働基準監督署が許可すれば、労働時間として扱わず、手当の増額も可能。

許可基準は、少数の軽症患者への問診など「軽度または短時間の業務」に限る。救急患者、出産などの対応はあつたない。ベッドがあり、夜は十分に眠れる。

「宿日直」は、多くの救急患者を診る、睡眠が2-3時間。忙しい実態を反映しない申請も、労基署が許可



実態にはこんなケースも

「時間外」届け出 換算されていなかった

●東海の総合病院 麻酔科医

「命を預かる業務をしているのに、労働時間として扱われないのはおかしい」



東海地方の総合病院の麻酔科に勤める男医。宿直中の手術対応が時間外勤務と認められなかった。

「命を預かる業務をしているのに、労働時間として扱われないのはおかしい」

東海地方の総合病院の麻酔科に勤める男医。宿直中の手術対応が時間外勤務と認められなかった。

扱ってもらった労務省が定めていることを今年初めて知った。

男性医師は、「病院は時間外勤務に対する必要な手当を支払っていないのではなからうかと疑うようになった」。

形式だけ調査 労基署へ申請

●群馬の総合病院 医師

群馬県の男性医師が勤める総合病院は、労働基準監督署に宿日直許可を申請するため、働き方の実態について院内調査をした。

だが、「病院は実態通りに労基署に申請するつもりではなかった」と男性医師は語る。

病院は職員らに、宿日直中の業務内容を手書きで自己申告させた。

病院幹部は、薬剤の処

人ほど受けているが、調査時期は2ヶ月。この内容で労基署に提出し、許可がおりた。

許可後、宿直中に急患を受けるとして睡眠時間が短くても、翌日は通常業務をこなしているという。男性医師は憤る。

「労務省は宿日直許可を出すことを前提に、形だけの調査しかしていない。本当に働き方改革」をする気があるなら、調査のやり直しが不可欠だ」

「労務省は宿日直許可を出すことを前提に、形だけの調査しかしていない。本当に働き方改革」をする気があるなら、調査のやり直しが不可欠だ」

病院で宿直中に急患26人を診たのに休息として扱われたという医師の「宿日直」の実態を9月に報道したところ、多くの医療関係者から反響メールが届きました。実際には働いているのに労働時間と

みなされず、働き方改革に逆行する「隠れ宿日直」が、多くの医療現場に存在することが明らかになってきました。取材に協力していただいた一部を紹介します。(枝松佑樹、土肥修一、箱石俊章)

「隠れ宿日直」多くの医療関係者から反響メール